

平成24年3月8日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第4号 消費税大増税反対に関する意見書提出を求める請願について は、総務委員会に、請願第5号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願について は、文教厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、監査委員から平成24年2月28日付橋監委第62号をもって平成23年度随時監査実施報告書、同じく平成24年2月28日付橋監委第63号をもって平成23年度第二次定期監査実施報告書の提出がありましたので、この写しを配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、8番 中西君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第29号 橋本市産業振興基本条例について

○議長（井上勝彦君）日程第2 議案第29号 橋本市産業振興基本条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）条例案の1箇所、非常に気になる部分があるんです。具体的に申し上げますと、議案の2ページなんですけど、第3条第2項第1号のところ、「商業については、商店街と大規模小売店舗との協調による活性化を推進するとともに」云々と書かれていますけど、私の認識では、小売店舗がどんどん廃業に追い込まれているというのか、やっぱり大規模小売店舗の進出というのが非常に大きいというふうに思うんですけども、大規模小売店舗と小規模小売店舗といますか、いわゆる地元の商売屋さんとかが協調して活性化をしていくんだという、これはどのようなイメージを部長、されているのか。非常に相矛盾する内容ではないかと思うんですけど、もう少しイメージといいますか、できるだけ具体的なイメージを示してください。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに、大規模店舗等の進出によりまして、小売店舗についてはダメージを受けているところもあると思います。その中で、市内に大規模店舗が来るのによりまして、そこの中の地域の核となり、そこがにぎわいの場の交流となった場合に、市民の日常生活の利便性の向上の中で、商店街も同じく再生になってい

こうかということの中で、大規模店舗と小規模、例えば小売店舗の協調による活性化ということの中で位置付けをさせていただいております。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ちょっと、すみません。

大規模店舗も来ることで、何か市民がにぎわうと。そのおこぼれというか、おこぼれというたら表現悪いな。にぎわいによってという、ちょっとその辺が理解しにくいんですけどね。多くの小売店の方は、やっぱり大規模な店舗が来ることで大きな影響を受けているというふうに、皆さんこもごもおっしゃるので、もう一度お願いします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）すみません。ご説明が不十分であったと思います。

私が考えますのは、大規模店舗が来ることによって、その地域も活性化になると考えます。その中で、人が寄ってくるということの中で、商店街等についても活性化につながると思います。

一つの例としまして、私、旧高野口町のときに大規模店舗の進出がございました。そのときに、そのはたの小売店舗について、私もよく行く小売店舗ですけども、そこのダメージはどうですかということをお聞きさせていただいたときに、人が寄ってくることによりまして、地域も活性化になりということで聞いておりますので、そういう意味合いでご答弁申し上げますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）第2条の第2号、「商店街、市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。」と。だいたいどういう規模の、何軒ぐら

いあるとか、商店街というのはどんなものかということをおイメージしておられるんですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）商店街の定義付けですけども、一応、一つのいろんな小売業が連なっている、例えば小売業、ここにも書かせていただいておりますけども、小売業とか飲食業、サービス業等が一つの道路沿いにつながっている商店街ということの中の位置付けと考えております。ちょっと答弁になっておるかどうかわかりませんが、確かに今、商店街については衰退化するところもありますけども、そういう位置付けで今後活性化していきたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）どれくらい連なっていたらというか、つながっていたら商店街というんですかということをお伺いしています。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）商店街自身としましては、例えばの話でございますけども、その地区によって小売とか、先ほど申し上げました飲食業とか、何軒という形じゃないですけども、その地区の中で組織をしていただく商店街という位置付けの中で、この商店街についてはそういう位置付けで考えております。1軒、2軒という形じゃなしに、例えば隅田地区の商店街等もございます。高野口にも高野口地区商店街というのがございます。その中で、一つの組織という形も踏まえた中で、何軒という軒数じゃないんですけども、組織的に運営していただいているところを商店街と考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今の商店街の下の3号、経済団体なんですけれども、ここでもいくつか例を出されて、最後に「その他の経済活動

にかかわる市内の団体をいう。」というふうに書いてあるんですけれども、これは具体的にどういうところをイメージして書かれているんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）経済団体につきましては、ここで列記させていただいております地場産業とか農業協同組合、その他の経済活動にかかわる市内に所在する団体、例えば、一つの組織で運営していただいている養鶏産業とか、そういう形も含めた中で経済活動をしていただいている団体もございます。そこらにつきましては、この列記している中以外の、いろいろな経済活動をしていただいておりますという団体で、この定義付けをさせていただいておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（井上勝彦君）ほかに。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、養鶏と一つだけ例を挙げていただいたんですけども、これからできるかもしれない団体も含めて、すべてを含んでくるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）今、ご質問にありましたような形の中で、その他の経済活動、それにつきましては、今後いろいろな経済活動の団体も興ってこようかと思えます。そのときににつきましては、この経済団体の中で位置付けるか、そこらにつきましては協議も必要かと思えますが、多分含んでこようかと考えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号に

つきましては、経済建設委員会に付託いたします。

日程第3 議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第3 議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）この空き地なんですけれども、これは例えば休耕地とか、そういったものは含まれないと思うんですけれども、実際のところ、市内でたくさんの休耕地があって、これとよく似た条件で、雑草等が生えて近隣にご迷惑をおかけしているというお話はよく聞くんですけども、そういったものは含まれないと考えてよろしいんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）条例の第2条の第1項で、空き地というのは宅地化された状態の土地ということで定義付けをしております。したがって、休耕地ということになれば農地という扱いになりますので、それについては農業委員会のほうで措置をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）4点ほど、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、そもそもこの本条例が策定に至った理由等、経緯をご説明いただきたいなど。これは橋本市環境保全条例等とも関係してきていると思うので、この辺の絡みでご説明されるのかなとは思っています。

二つ目なんですけれども、この橋本市環境保全条例の中の第15条において、土地所有者等の管理というところで、この条例にも述べられている部分と整合性のある部分なんですけれども、保全条例とのかかわりとして、保全条例自体も一部追記であったり、改正の必要性がないのかなど。この空き地の適切な管理に関する条例等がかかってきているというふうな部分が必要ではないかなとは思いますが、この点に関してご説明いただければと思います。なぜかという、この条例自体が、代執行がついてきている部分ですので、ちょっと努力義務だけではないという部分で、念押しの部分で、保全条例の第15条というところも兼ねてご説明いただければと思います。

3点目として、今ちょっと申しましたけども、費用の徴収等代執行があるというところで行くと、個人や団体への責務を課すということがありますので、周知をしていかないといけないと思うんです。その以前の問題で、パブリックコメントというのはなぜとられなかったのかなというのを、ちょっと疑問に感じておりますので、この点についても理由を言っていただければと思います。

あと、4点目として、この条例自体が施行されるにあたって、どのような周知方法をお考えなのかなど。例えば、固定資産税の徴収の通知を送るときに、こういった案内も送っていただければ、市内外の方へも周知ができるんかなとは思っているので、この周知方法に関してもご説明いただければと思います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、4点のご質問をいただいたと思うんですけど、1点目はこの条例のつくった経緯。そして2点目が保全条例とのかかわり。3点目がパブリックコメ

ントの関係。そして4点目が、こういった形で周知をしていくのかと、この4点だったと思うので、順番にご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、経緯ですけれども、この宅地化された土地の雑草というんですか、そういうところの苦情が環境衛生課のほうへ寄せられております。苦情を寄せられて、担当者が現場を確認しに行きまして、付近住民の皆さんにご迷惑をかけているということであれば、その写真と文書をもって、適正な管理をしていただきたいといったお知らせをするわけですけども、やはりいろんな事情でしていただけない方がおられるということで、今の橋本市の条例でいきますと、強制的にさせていただくという手だてがないという中で、代執行も含めてこの条例を制定させていただいたといった経緯でございます。

そして、2点目の、環境保全条例の第15条とのかかわりですけれども、第15条につきましては、議員おただしのおり、管理をきちんとしてくださいといった内容の条例になっているわけですけども、管理をきちっとせん場合にはどうですかといった、そういった決まりがないわけございまして、それを補うといった意味でこの条例をつくらせていただいたということでございます。

3点目ですけれども、パブリックコメントをとらなかった理由ですけども、これについては、実際、考えてはないです。というのは、この周知については、これは4点目ともかわりしてくるわけですけども、施行期日が6月の1日ということで、2カ月間一応周知期間を設けております。そういったことで、市のホームページなり広報等で市民の皆さんに周知をさせていただいた上で施行していきたいということで、2カ月間の猶予を見た上での施行というふうに考えております。

以上でございます。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）2点目の分なんですけど、保全条例の追記等が必要ではないかという部分に答弁もれです。

もう一点が、パブリックコメントで周知ということだけなので、4点目の部分をもう少し踏み込んで、市内外、外の方にもどのように、土地所有者というのは市内だけじゃないので、その点に関して、もう少しご説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）市内だけの方と違って、市外の土地所有者もおられる、確かにそうだと思います。それにつきましては、市のホームページという形での考えを持っておるわけなんですけども、今、議員にご提案いただきました、例えば固定資産税の納付書等にも、そういったことについても一度関係課とも検討していきたいなというふうに考えております。今のところは市の広報と、そしてホームページといった形で考えておるということでございます。

それと、すいません、2点目のやつは。もう一度、すいませんけど。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）保全条例のほうに、この第15条の終わりであったりとか、途中で、細則ではないですけども、施行にあたってはこの空き地の適切な管理に関する条例による、とか、そういった一部追加という部分は必要がないかどうかという点です。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）申しわけございません。全国的な、この空き地の条例をつくっておるところの市町村を参考にさせていただいたわけなんですけども、その中では、それぞれ

の市町村にも環境保全条例があるわけですけども、そういった形でのというんですか、そんながないという中で、こういう形で条例をつくらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）この橋本市環境保全条例を見させていただくと、どうしても市民目線で、自分の土地がどういうふうな管理をしないといけないかというところでいくと、空き地の適正化というところも踏み込んでいっている条例なので、どうしても気づきにくい。周知、こういう条例ができ上がったときは、どんどんと言っていただけたらと思うんですけど、これがずっと続いていったときに、どれだけこの効果をわかっていたらいいのか。どの点においても関連法という部分では、どちらからでも知ることができるようにしていただきたいなというのが要望です。ほかの市町村もご参考いただいたりとか、情報を集めていただけて、そういった中で、また追記等も考えていったらいいんじゃないかなと思います。

あと、固定資産税の通知等も考えていただけるということなんですけれども、市内大規模開発の団体というか、企業もいらっしゃるんで、そういったところにはあらかじめどんどんと、ホームページを見ろではなくて、言っていただいたほうがいいかなと。うちの地区とかでも、年に1回しかないという草刈りとか、文句が企業のほうに行ったりするんです。そういう部分で、市民のほうからも突き上げじゃないですけど、この条例に沿ってないやないかと、多分言い出すと思うんです。皆さんね。そのときに企業が知らないというわけにはいかないと思うので、あらかじめそういう部分では、大きな土地を管理されて

いる住宅会社等にも周知を徹底していただければなど。この2カ月間を使っていただければいいかなと思います。一応、要望としてとどめさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）2点お尋ねいたします。

まず1点は、相隣関係について、私どももよろず相談承り所というところで、いくつかこれまでも相談を受けたことがございますけども、そこで若干、私が感じているところは、こういう相隣関係の問題については、基本的にはその住民の自助努力による解決というものを求めていくということが、まず第一手段として基本原則であろうかなというふうに思います。

といいますのは、どうしても相隣関係で、あまり他人ともめごとを起こしたくないということで、自分の隣の土地であるにもかかわらず、直接隣の方に申し入れをすることなく、行政に、環境衛生課のほうに何とかしてよというお声が届くことが多いんじゃないかなというふうに思うんですね。

この条例には、そういう住民の自主努力、相隣関係の自主的な解決の努力義務というのが全く記載されておりません。その点について、私は、この条例はこれで通すことにはそれでいいと思うんですけども、やはり原則は、自主的な相隣関係の円満な解決に努めていただくということが原則でなきゃいかんと思いますので、今後、これをつくって早速になるかどうかわかりませんが、そういう条項をぜひ盛り込んでいただきたいと思いますが、その点いかがでしょうかというのが一点。

もう一点ですけども、第7条のところで行政代執行というのがございます。行政代執行をする實際上、実務上、これの手間暇、お金、

これがどうなんかなということが気になります。相手が自主的に草刈り等をしていただければ、それはいいんですけども、お話をしても自主的にやっていただけない場合に行政代執行をして、その費用の請求をしたときに、その回収は果たしてできるのかなという懸念がありますので、その辺の見込みと申しますか、どう考えておられるのかについてお尋ねいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず1点目の、相隣関係と申しますか、隣近所との関係ですけども、環境衛生課のほうに苦情として、雑草の、いわゆる土地の適正管理についての苦情が寄せられる大きな中で、やはり最初は隣の方に草刈ってよといった形をお願いをしているようですけども、それがなかなか刈ってくれないといった中で、市のほうでどないかしてくれといった苦情というか、要望が寄せられております。

基本的には、今、8番議員がおっしゃられるのが基本の形やと思うんですけども、市といたしましては、そういった中で、隣との関係もうまくいくというようなことも考えながら、市のほうでお世話をさせていただくといった考えで、現在進めておるということです。

条例の中に今後そういうふうなことを記載したらどうかというお話ですけども、そういった状況になってくれば、また検討はしたいと思うんですけども、今現在はそういった苦情については、そういった中での要望でございますので考えてはございません。

それと代執行、確かに代執行については事務の煩雑さというのが挙げられておりますし、代執行した場合の費用の徴収というのも非常に困難なこと、いろいろな書物を読む中で私も承知をしております。したがって、市といたしましては、できる限り土地所

有者の方にお話をして、代執行まで行かないような形の中で適正管理をしていただくよう進めていきたいなというふうに考えておりますし、また、代執行というのはイメージ的には極めて強権的な発動ということにもなりますので、そこらも踏まえながら処理をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）今の点について、よくわかります。よくわかりますけども、これは私の予測ですけども、先ほど申し上げましたように、人間関係の希薄化が今後も恐らく進んでいくだろうというふうに予測します。その中で、問題が起こったときに、自主的に解決をしようというよりも、環境衛生課あるいは市役所に言うてやってもらおうという風潮がやはり強まって、今もかなり強いように思いますし、これからも強まっていくと思いますので、これは努力義務規定にしかないとは思うんですけども、やはりきちっとしたうたい込みは必要だと私は思いますので、今、それをお考えじゃないということですが、ぜひ積極的にお考えいただきたいと。これは要望にさせていただきます。

代執行、実際、できるだけ執行しないようにという、その方針はよくわかるんですけども、どうしても執行しなければならない、なかったというときには、その費用の徴収については厳然と、迅速に徴収をするように努めていただきたいと思います。これも要望でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）第2条の第1号の空き地の定義なんですけども、ここの中で、宅地化された状態の土地という中で、先ほど、農

地はある程度含まないということなんですけども、俗に言う雑種地とか、特に宅地化された中でも、特に山林の登記をして、宅地の中に山林みたいな形の土地があるとかという部類もあるんですけども、そういったものもこういう宅地化された土地の状態という解釈のもとで考えておられるのか、そこらあたりだけお聞きしたいんですが。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、苦情があった場合、先ほどもご答弁させていただきましたように、現場を確認をしに行きます。それと、今言われますように、地目も含めて確認をするわけですけども、基本的には考え方として、農地については経済部のほうでお願いをしたいなど。それ以外の土地については市民部のほうで対応していきたい、そういった基本的な考え方をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）先ほどの中西議員の質問と関連するんですけども、仮に代執行を行わなければならないとした場合に、費用の回収も含めてどれぐらいの手数料が要るとお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）申しわけございません。費用でございますか。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）費用、例えば弁護士費用とか、強制執行した、代執行した後の費用の回収、代執行をするまでの手続きと、それから、これ、恐らく市から言うて、こう言うても放っておくような人は、なかなかお金を簡単に、はいご苦労さんともらえないと思うんですよ。その場合に、やっぱり訴訟してい

ただくということしか考えられませんので、
だいたいその費用というのはどれぐらいで、
それぐらいが出るけども、まあ市としてやり
ましょうというふうに見ておられるんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、代執行の作
業については、市の職員で勉強しながらもや
っていきなというふうを考えております。
その後、どうしても回収ができないといった
場合に、当然、市の顧問弁護士にお願いをせ
なならんということになるかと思うんです
けども、基本的には市の職員で回収をしてい
きたいということで考えておりますので、そ
の費用によって、当然、訴訟価格というのも
変わってきますので、今この場で、実質的に
いくらということは、なかなか答弁は難しい
かなと思うんですけども、基本的にはそうい
う考えでおるということでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）そしたら、一応の予想
として、どれぐらいを予想されているんです
かね。これぐらいの幅ということで。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）非常に難しいご質
問だと思うんですが、弁護士費用というのは
当然、訴訟価格によって弁護士費用も変わ
ってきますし、また、印紙代等も、その訴訟の
いわゆる訴えの提起をする価格によって、そ
の印紙代というのも決まってくるので、今
ここで一概に、この広い範囲でいくらと言わ
れても、なかなか答弁はできないし、また、
空き地につきましても、その土地につきまし
ても、大きさがいろんな大きさがありますの
で、一概にいくらということは、ちょっと答
弁はこらえていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）部長にちょっとお伺い
したいんですけども、現在、懸案になってい
るという、またなりそうなどいう土地はあり
ますでしょうか。市民から苦情が来ると
か。お伺いします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）空き地の苦情につ
きましては、年間だいたい40件から50件ほ
どの苦情が寄せられております。そのうち、い
わゆる北部の開発地でございますけども、だ
いたい17箇所から20箇所といった、そうい
った苦情が寄せられておるわけですけど、担
当者が本当に一生懸命頑張ってくれまして、今
のところは刈ってくれないといった状況はな
いわけでございますけども、何件かはそれに
近い状況に置かれているところもあります。

そういったことで、今またこれがすぐ適用
になるのかといたら、そういう土地は、物
件は、今のところないということございま
す。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第30号に
ついては、総務委員会に付託いたします。

日程第4 議案第31号 橋本市民病院事業 支援基金条例について

○議長（井上勝彦君）日程第4 議案第31号
橋本市民病院事業支援基金条例について を
議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませ
んか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この基金は第1条にあ

りますように、橋本市民病院の地方独立行政法人化に向けての支援基金です。文教厚生委員会でも独立行政法人化ということで説明を受けたんですけども、市民病院のほうからいえば、7対1看護をするためには今のままではできないので、独立行政法人化が必要なんだという説明でした。市からいえば、この独立行政法人化というのはどういう意味があるのかというのが一点と、それと、毎年5,000万円、4年間積み立てるということなんです、この4年間、2億円の根拠と2点お願いいたします。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）阪本議員のご質問にお答えします。

市民病院は昭和22年、1町6村による組合立の病院として開設されて、その後、昭和38年に国保橋本市民病院ということで運営されて、平成16年に現在の小峰台に新築移転されてございます。

当病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療に貢献するための重要な役割を担っております。しかしながら、昨今の医師不足、それから看護師不足による医療提供体制の維持が非常に困難な状況、厳しい状況となっておりまして、現在の地方自治法、それから地方公営企業法の現行制度の中でいきますと、やはり先ほど阪本議員がおっしゃられました7対1看護の問題とか、それから予算面での一定の制約を受けるということで、非常に効率性を損なう一つの要因となっておりますというのが現在の状況でございます。

したがって、橋本市民病院を地方独立行政法人化することによりまして、やっぱり病院独自の判断による財務運営、それから人事管理面において機動性を高めることができる、それから弾力性を高めることができると

いうことで、ひいては病院の経営の安定化と経営の健全化に資することができるということで、市といたしましても市民病院の地方独立行政法人化をやっていききたいという考え方でございます。

2億円の根拠なんですけども、市民病院ともいろいろ協議した中で、やはり独立行政法人化に向けては、最低10億円の資金、現金を持っておらないと、なかなか地方独立行政法人化を進めることは難しいということでございます。現在も一時借入金も、たしか9億円あると思います。少なくとも、その一時借入金を解消するという、それから先ほども言った現金を10億円持つ必要があるということの中で、今後、病院の現在の経営状況も勘案した中では、若干、資金的に10億円を確保することは難しいという病院との話でございましたので、市といたしましても地方独立行政法人化を進めるにあたって、やはり経営支援を図る必要があるということで、不足するであろうと計算できる範囲の中で2億円が出されたわけで、その関係で4年間で2億円を積むということになったわけでございます。それが根拠でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）議運で総務委員会に来るということなんです、ちょっと非常に大きな問題かということで、ここでも問題提起という意味も含めて議論をしておきたいと思っております。

それは、独立行政法人化というのは、今、市民病院の経営を見るときに時期尚早ではないかという考えを持ちます。先ほどありましたが、これ、借入金は9億円だけなんですか。水道からの借入れも含めてですか。

それに加えて、私、個人的には、今後の市民病院の経営について非常に危惧しています。

というのが、16年度に現在の場所に移転、新築をされて、病院の運営がされてきたと。非常に当初心配をされておった中で、非常に優秀なといえますか、方がこの病院の重要なポストにつかれて、リーダーシップといえますか、病院経営で非常に大きな役割を果たされて、そして今日の、当初でいえば23年度ですか、黒字見込みと聞いているんですけども、そこまで、もちろん病院長や病院事業管理者や全スタッフの皆さんによって、ここまで市民病院の経営を盛り上げるといえますか、頑張っていた結果だというふうに思うんですけども、そこに至った中心的な役割を果たされた方が、この3月で退職をされるということですよ。果たしてそうした、私、ちょっと非常事態というか、心配をするわけです。一路独立行政法人化だということに進んでいいのかというのかな。やっぱり新しいスタッフの中での病院経営というのも、もう少し見守っていく必要があるんじゃないかという気がして仕方がないんです。

もちろん、市長が当然こうした独立行政法人化というのは判断されていると思うんですけども、ここはぜひとも、市民の命と健康を守るとりとして、市民病院としてどうあるべきかという、非常に大事な時期にあるという認識もありますので、ぜひ市長のほうから、そうした私だけであつたらいいんですけども、非常に心配をしている部分について、市長にしっかりとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の質問でございますが、病院の独法化の問題、内部でも大変議論をずっと重ねてきたところでございます。非常にやはりああいいう医療機関というのは、切り口の小さい間に何とか処置をして

いくべきではないかなというのは、伊都地方の人口の動態、あるいは奈良県の南部の人口の動態、そして奈良県が27年の春に137億円相当のものが、もう既に着工の設計に入っております。現在、本市の病院の診療、それぞれの分析をいたしますと、やはり奈良県のウェートが二十二、三%ぐらい占めておるんでしょうか。一方、橋本市内の高野口地域については、県立紀北分院が目と鼻の先に完成して、今、充実強化を図られておる。また、診療科目は規制しておるものの、やはり住民の要求によっては、かなりかつらぎ町あたりは今、弾を込めておるといような現状。いろいろとあらゆることを分析をいたしまして、これから人口がどんどん増えてくるとかというんじゃないんですね。そういう観点から、私は専門分野はちょっとわからない部分もあるんですけども、大局的に見まして、やはりそういうような方向で持っていくということが望ましいなという、地域のすべての環境を眺めた中で、10年、20年先を視野に入れたときには、やはり切り口の小さいときに安定的に移管しておくことが大事であるなど、そういう考え方を持っておるところであります。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、総務委員会に付託をいたします。

日程第5 議案第32号 橋本市国民宿舎振興基金条例を廃止する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第5 議案第32号 橋本市国民宿舎振興基金条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市国民宿舍振興基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第6 議案第33号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第36号 橋本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（井上勝彦君）日程第7 議案第34号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第36号 橋本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

までの3件を一括議題といたします。

これより3件一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号から議案第36号までの3件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより3件一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について から、議案第36号 橋本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの3件については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第10 議案第37号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）この住民基本台帳カードなんですが、改正前のところに、第2条の第4号ですか、避難者情報を支援するサービスという項目が入ってるんですが、これは総務省からの指導によりこれがなくなるということと認識しているんですが、これをなくすことによって、今現在、これをもし使われている住民の方がいらっしゃる、その辺のご迷惑というか不備というか、そういうのではないというふうに思っているんですね。

それと、いろんな災害が起こったときに、今後これにかわるような何かシステムというか、そういうなのを、もしお考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず1点目ですけども、以前、11番議員の一般質問の中でも、避難者情報サービスについてのおただしがあって、ご答弁をさしあげたわけでございますけども、実際、この現在行っております避難者情報サービスというのは、必ずしもその機能を果たしているかといったら、そういう状況ではないというご答弁をさせていただいたわけですけども、そういった状況でございますので、1点目の利用者の方に対する影響というのはないかなというふうに考えております。

それと2点目の、これがなくなったら今後どういうふうなことがあれるんかなというご質問ですけども、まだ国のほうで社会保障・税番号大綱というのが、政府のほうで考

えておるわけですが、この共通カードの中に災害時の本人確認とか、災害時の要援護者リストの作成とか、更新の実施について記述がされておるといふことで、今言われております避難者情報についての把握については、このサービスに期待ができるんじゃないかなというふうにとつて考えております。

それともう一つは、この避難者情報サービスを廃止することによって、どんな影響があるのかという、また、そして今後どういった形で進めていくのかということ、市民安全課と協議したわけですが、市民安全課のほうでも他市の避難者情報システムの動向を調査しておると同時に、システムの内容についての研究もしておるといふことでございますので、こういった2点の状況ということの中で、今後進めていくんじゃないかなというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長(井上勝彦君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 橋本市住民基本台

帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君)日程第11 議案第38号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第39号 橋本市国民健康保険
税条例の一部を改正する条
例について**

○議長(井上勝彦君) 日程第12 議案第39号
橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 市民が最も重税感を持つ
ている、この国民健康保険税を引き下げ
るということで本条例が提案をされているわけ
です。この引き下げという点では、私も高
く評価をしたいと思います。

少し残念なのは、1世帯1万円ということ
にはなっていないわけですが、この条例では固
定資産分と均等割分ということで引き下げ
ると。加えて介護保険料が若干所得の部分で
引き上げると、こういう条例改正になっ
てます。

そこでお尋ねしたいのは、一口で言って、
国保に加入されている方で1世帯いくら、平
均で引き下げになりますと、この数字を教
えてください。

○議長(井上勝彦君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) 世帯ごとに所
得はそれぞれ違いますので、非常にちょっと
説明しにくいんですけども、ちなみに、一
番低所得者が33万円以下という課税体系に
なっておりますけれども、1人世帯で2,500円、
3人世帯で3,600円。低所得の方については軽
減がかかっておりますので、軽減をかかった、

これは一応固定資産5万円の資産があるとい
う形で今の数字です。資産のない方につ
いては、1人世帯で500円、3人世帯で1,600円に
なります。

それで、一番引き下げ幅が大きいというの
は、所得が192万円の方です。これにつ
いて資産ありの、これについては当然資産がありま
すけれども、この方で1人世帯で3,000円、3
人世帯で6,600円、次に所得階層の高い266万
円の所得の方で、1人世帯で2,600円、3人世
帯で6,200円。

あと、所得の最上位の600万円、この方につ
いては1人世帯で1,100円、3人世帯で7,400
円、それぞれ所得の段階的に引き下げ幅が順
に高くなっていく仕組みになっております。

○議長(井上勝彦君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第39号に
ついては、文教厚生委員会に付託いたします。

**日程第13 議案第40号 橋本市立公民館設
置及び管理条例の一部を改正
する条例について**

○議長(井上勝彦君) 日程第13 議案第40号
橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改
正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 松浦君。

○7番(松浦健次君) 改正する趣旨をご説明
ください。

○議長(井上勝彦君) 教育次長。

○教育次長(山本芳弘君) 本条例の改正に伴
う理由なんですけども、これは昨年、平成23
年8月30日に公布されました「地域の自主性
及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これに伴いまして、この委員の委嘱にあたっての社会教育法第30条に本条例に委嘱の委員のところを削除されたことに伴いまして、新たに本条例において制定させていただきます。

この国の法律につきましては、義務付け、格付けの見直しと条例制定権の拡大という意味を持ちまして、国のほうでの法改正に伴って削除されましたので、その後、文部科学省令でこの基準について制定されましたので、それを参酌して条例のほうに今回提案させていただきますところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）改正前の第3項が削除されたというの、今の説明の中のところに入っているんですか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）失礼しました。改正前の第9条第3項の削除につきましては、これは別に、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例というのが既に条例の中に制定されております。それを今までここに掲載させていただいたんですけども、市の他の条例と見て、他の条例についても、もう既にこの部分については削除されておりますので、今回、同様に削除させていただいたところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第41号 橋本市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第14 議案第41号 橋本市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 橋本市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第42号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第15 議案第42号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）改正前の児童デイサービス事業というのと、改正後の児童発達支援事業というの、内容が違うんですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在、橋本市で、たんぼぼ園で行っている児童デイサービス事業ですけれども、中身については全く変わりません。法律が、これまで自立支援法を根拠としておりましたけれども、24年の4月からは児童福祉法に根拠法令が変わったということです。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第16 議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第16 議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例に

ついて 議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 楠本君。

○4番(楠本知子君)介護保険料が上がってしまうわけなんですけれども、その中で工夫をしていただいて、現在の7段階から11段階に工夫していただいた点について、少しわかりやすく教えていただけますでしょうか。

○議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)今回、介護保険料、第1号被保険者の保険料の基準額ですけれども、4,925円から5,750円に引き上げさせていただきました。

そこで、これまでの8段階でしたら、段階段階の境界のところ、かなり急激な上げ幅になる方がいらっしゃいます。これを避けるために、11段階に多段階化させていただきました。本人の世帯の課税の状況、所得の状況をより保険料に反映させていただくことにしました。

それで、増えた段階なんですけれども、これまで非課税の年金収入等合計所得金額ですけれども、第3段階で80万円を超える方、この部分で80万円から120万円以下の方、これが基準額からいいましたら0.70に抑えさせていただきました。それと120万円を超える方、この第3段階で二つに分けさせていただいたということと、第5段階なんですけれども、これは本人、課税されている方で、これまで200万円未満の方だけだったんですけれども、これを190万円未満と190万円以上200万円未満、この二つに分けて、それぞれ基準額からいいましたら190万円未満が1.25倍、190万円から200万円未満が1.3倍、ここを5段階を二つに分けさせていただきました。

それと、第7段階なんですけれども、これまで合計所得金額が400万円以上、1.65倍して

おりましたけれども、これを二つに分けて、400万円以上600万円未満が1.65倍、600万円以上、これが新たに新設したんですけれども、高所得の方については1.8倍、この部分を新たに設けさせていただきました。

以上です。

○議長(井上勝彦君)ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)いかにして応分の負担と申しますか、能力に応じた負担にしていくかという点で、限度額ですか、12万4,200円と改正されるわけなんですけれども、基本的な考えとしては、やはりたくさん所得がある人に応分の負担を求めるとというのが一つの、これは税ではありませんけれども、保険料についてもそうした考え方が要ると思うんですよ。介護保険料というのは、1万5,000円以上月額年金があれば年金から押さえていくという、年金から強制徴収するというやり方になっている。そうした面も考えたときに、やはり能力に応じた負担を求めていくという大原則からすると、もう少し、いわゆる限度額と申しますか、所得の多い部分での保険料を付加するというか、かけるというか、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)先ほども申し上げさせていただきましたけれども、第7段階で、これまでなかった600万円以上の方については、今までは最高が基準額から1.65倍だったんですけれども、600万円以上の方については1.8倍まで保険料をいただくということで、高額所得者の方については保険料の負担が重たい、そういう仕組みを新たに今回設けさせていただきました。

○議長(井上勝彦君)3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)高額所得者に対して1.65から1.8にしたということなんですけれども、

こういう能力に応じた保険料ということになったら、この1.8倍でよいのかなと。もう少し負担を求められませんかというところなんです。そうすることで、低所得者に対しての今回の値上げについて抑えられるのではないかという、そういう意味なんです、再度伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）一番段階の低い方で、これは生活保護とか老齢福祉年金の受給者なんですけれども、これは基準の保険料から比べたら半分、0.5倍で、5期については3万4,500円の年間負担になります。それで先ほど説明しました一番上位の方については、その基準額の1.8倍で年間12万4,200円お支払いいただくということになります。この数字、見比べてみましたら3万4,500円と12万4,200円で、12万4,200円というのはかなり負担感が強い保険料額ではないかと認識しておりますので、これ以上急激な、新たに設けた上にさらに倍率を増やしていくというのは、ちょっと今の段階ではきついのかなという、そういう感じでおります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第17 議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第17 議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）歓迎すべき条例だと思うんですけども、容量的にはどれぐらい小さくなったか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今現在の大きさが30ℓの大きさになっております。今回、改正するのは15ℓ、約半分の大きさにというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回のこの改正に関して、価格決定された点の理由、大きさが小さくなったので、その半分で15円というふうなとらえ方なのかどうかというところ、お教えいただければと思います。

それと、今回、何枚単位で売られるのか、その点と、袋自体が性能的に変わるのかという点と、あと、これは処理するときこういった袋というのが生分解性をもってなるのか、それか破いてから彦谷のほうに収めるのかという点、この点をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

これに関係してですけど、袋に関しては今も住民からいろいろ苦言を呈されることが多いので、ちょっと一言だけ言わせていただきますけれども、可燃ごみの赤、ボランティアで今配られたりしている部分で、それをボランティアの日が終わってから出されるということが多くなっているようです。こういう点もちょっと改善を、できればボランティアのシールを張るとか、少しでも気がついていただけるような工夫もしていただきたいなと思うんですけども、その点、一応要望的に言わせていただきますが、前半の三つだけ、お

答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず1点目の価格でございますけども、今議員がおっしゃられたとおり、大きさが半分になりますので、その半分の15円という形で考えております。それとあわせて、以前から申し上げておりますけども、いわゆる確実にごみになるものと、そしてリサイクルができるものとの差別化を図っておるといったことも考えた中で、価格設定をさせていただいたということでございます。

2点目の枚数ですけども、これも市民の方から、10枚使うのに相当月かかるといったご要望もいただいております。そんな中で、今回、5枚入りに改正をしたいというふうに考えております。

それと、袋の材質でございますけども、今現在、低密度生分解プラスチックといった材質を使っております。これは土にかえるということで、一定の年数が来れば溶けていくわけですけども、今回、よく破れるとかいった苦情なり要望が市のほうへ寄せられております。したがって、やはり長いこと置いておきますと、分解性のものでございますので破れやすくなるといったデメリットもあってということで、今回、低密度のポリエチレンということで材質を変えていきたいと。そして厚みも少し厚みを増やしまして、破れにくいといった形のものに変えていきたいということで、ご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、総務委員会に付託いたします。

日程第18 議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第18 議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）県の補助率が45%に変わったことによって、改正前では整合性がないので変えるという説明だったと思うんです。ということは、今まででしたら補助率が50%のものを超えるものだったのが、県が45%になったということは、この分担金が結局増えるということになると思うんですけれども、今まででいえば50%でよかったのが、55%地元が分担しないといけないということで、増えた5%について、分担金としてではなくて、市が出すということにはできないのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今までの災害に適用する通常の補助率は50%でございます。その中で、先ほど議員おっしゃられたような形の中で、県独自の災害復旧事業ということで補助率が45%になり、50%を切っております。その負担でございますけど、今言われたような形の55%になると思います。その中で、今言うた市の5%補助はどうかという話でございますけども、基本的に農地、田畑につきましては個人の財産である中で、個人に事業のあとの分については負担をしていただくという形が基本になっ

ておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）具体的事例でちょっと説明していただけますか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）具体的には、今回6件の申請が該当するものがあると思ひます。これにつきましては、件数的に6件ですけども、金額的なものは小規模な金額、工事費として40万円未満前後ぐらいの中で工事、大きな工事にかからん分について、県のほうでそれを拾っていこうという形の中で、今回、県独自で災害の復旧の事業ということで、補助金の45%の補助事業ということになっておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第19 議案第46号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第46号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第46号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第47号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第47号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。
よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第48号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君)日程第21 議案第48号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第48号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。
よって委員会の付託を省略することに決しました。